

令和 7 年 3 月 1 7 日
環境清掃部清掃リサイクル課

東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画の策定状況等について

1 清掃一組一般廃棄物処理基本計画の概要

東京二十三区清掃一部事務組合が策定する一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」）は、一般廃棄物の中間処理等に関する基本的な事項について定めたものであり、概ね 5 年ごとに改定している。

現行の第 5 次一廃計画は、計画期間を令和 3 年度から令和 16 年度までとし、施策ごとの取組やごみ量予測、清掃工場の整備計画等を定めている。

2 一廃計画改定延期の経緯

第 6 次一廃計画は、令和 7 年度中の策定を目指して検討が行われたが、整備計画に関し、焼却能力拡大の規模及び時期について、建築費の高騰や更なるごみ減量施策の必要性から、区長会として慎重な取扱いが必要と判断した。

そのため、まずは 23 区として改めてごみ減量施策を踏まえたごみ量推計を行い、その結果に基づき一廃計画の検討を進める方針とし、清掃主管部長会及び同課長会において実務的な検討を行った。

その後、部課長会での検討結果に基づき令和 6 年 12 月の区長会総会で議論した結果、区長会として結論を出すには外部有識者等による更なる検討が必要とされ、一廃計画の策定を 1 年間延期すること等が確認された。

3 検討内容

（１）ごみ量の推計

ごみ減量施策の効果を推計に反映させるため、以下の 2 段階で行った。

- ① 現行のごみ減量施策を継続実施した場合のごみ量を推計
- ② ①の推計に、（２）の新たなごみ減量施策を実施した場合のごみ量を推計

（２）ごみ減量施策の検討

新たなごみ減量施策として、各区が独自に取り組む施策のほか、全区一斉実施を想定する以下の 3 施策を検討した。

- ・資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制
- ・廃棄物処理手数料の増額
- ・家庭ごみの有料化

※（１）②の推計と焼却能力を比較し、焼却能力拡大の規模及び時期を検討

4 令和 6 年 12 月区長会で確認された主な内容

(1) 第 6 次一廃計画策定の 1 年間延期

令和 7 年 4 月から外部有識者等による新たな検証組織として、「(仮称) 清掃工場整備計画に関する検証委員会 (以下「検証委員会」)」を設置し、ごみ量推計の妥当性の検証及び 3 (2) で挙げられた以外の新たなごみ減量施策の検討を行うとともに、3 (2) で挙げられたごみ減量施策の実務的な課題を検討する。このため、計画策定を 1 年間延期する。

(2) 清掃工場のアンバランスの是正

23 区間のアンバランスを将来的に是正することを確認した平成 15 年の区長会方針に基づき、将来的に大田第一清掃工場の廃止及び新江東清掃工場の建替時の焼却炉縮小を行う。このため、一廃計画における整備計画の策定にあたっては、これを前提として検討する。

5 検証委員会の構成等

委 員：学識経験者、他自治体の清掃一部事務組合、23 区代表

事務局：特別区長会事務局

設 置：令和 7 年 4 月 (予定)